

公益財団法人福井県アジア人材基金賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福井県アジア人材基金（以下「基金」という。）の事業を円滑に推進するため、賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めることとする。

(会員)

第2条 会員は基金の目的に賛同する法人とする。

(入会手続)

第3条 会員の申込みは、加入申込書を理事長に提出するものとする。
2 理事長は、前項の申込書の諾否を適宜の方法で理事全員に諮り、理事の過半数から異議がない場合には、これを承諾するものとする。

(預託金)

第4条 預託金は次のとおりとする。
1口 100,000円

(預託金の納入および返還)

第5条 預託金の納入は入会時とする。
2 預託金は、受領した日から10年を経過した後の最初の3月31日に返還するものとする。この場合における返還の額は、納入された額とする。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出するものとする。
2 会員が退会しても第5条第2項に規定する預託金の返還期日には変更がない。ただし、理事会が、特別の事情があると認めて期限前返還を議決した場合はこの限りではない。

(譲渡の禁止)

第7条 会員は預託金に係る権利を現会員以外の第三者に譲渡することはできない。会員退会後も同様とする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月23日から施行する。